

第4回理事会(臨時) 議事概要

1 開催日時 令和7年7月10日(木) 15時00分～16時30分

2 開催場所 Japan Sport Olympic Square 14階 岸清一メモリアルルーム(東京都・新宿区)
次の役員は、自宅や職場、出張先からWeb会議システム(インターネット回線を使用した音声と映像を伝達するシステム)により参加すると同時に適時的確な意見表明が互いのできる状態となっていることを確認した。

橋 本 聖 子	原 田 雅 彦	村 井 満
村 上 めぐみ	來 田 享 子	渡 辺 守 成
塗 師 純 子		

3 出席者 理事総数 30名
出席理事 27名

会 長	橋 本 聖 子	副 会 長	渡 辺 守 成
副 会 長	三 屋 裕 子		
専務理事	太 田 雄 貴		
常務理事	北 野 貴 裕	常務理事	小 谷 実可子
常務理事	星 香 里	常務理事	林 肇
常務理事	井 上 康 生	常務理事	八 木 由 里
理 事	赤 間 高 雄	理 事	伊 東 秀 仁
理 事	伊 藤 弘 一	理 事	岩 淵 健 輔
理 事	大久保 秀 昭	理 事	栗 原 美津枝
理 事	杉 山 文 野	理 事	須 藤 実 和
理 事	田 嶋 幸 三	理 事	谷 本 歩 実
理 事	羽根田 卓 也	理 事	原 田 雅 彦
理 事	水 鳥 寿 思	理 事	三 宅 宏 実
理 事	村 井 満 子	理 事	村 上 めぐみ
理 事	來 田 享 子		
監事総数	3名		
出席監事	3名		
監 事	工 藤 陽 子	監 事	寺 田 昌 弘
監 事	塗 師 純 子		

4 議事の経過の要領及びその結果

本理事会は定款第30条の規定に定める定足数を満たしており、適法に成立した旨を告げた後に審議に入った。

5 議 案

(1)副会長、専務理事及び常務理事の選定について

(2)業務執行理事の分担執行について

(3)会長・専務理事の代行者について

【決議内容】

- | | |
|-----------------|-----------------------------|
| ・副 会 長 (業務執行理事) | 三屋裕子、渡辺守成 |
| ・専務理事 (業務執行理事) | 太田雄貴 |
| ・常務理事 (業務執行理事) | 北野貴裕、小谷実可子、星香里、林肇、井上康生、八木由里 |

・業務執行理事の業務分担

役 職	氏 名	勤務体制	分 担 業 務
副会長	三屋裕子		会長の業務の補佐 プロトコールに関する事項 組織体制・組織運営に関する事項
副会長	渡辺守成		会長の業務の補佐 プロトコールに関する事項 I O Cとの連携に関する事項
専務理事	太田雄貴		組織体制・組織運営、危機管理に関する事項 加盟団体との連携・支援に関する事項 I O Cとの連携に関する事項 中期計画に関する事項 広報に関する事項 事務局に関する事項
常務理事	北野貴裕		財務・資産管理に関する事項 マーケティングに関する事項 日本オリンピックミュージアムの管理に関する事項
常務理事	小谷実可子		オリンピックの価値発信、 オリンピック・ムーブメント推進に関する事項 日本オリンピックミュージアムの事業に関する事項
常務理事	星 香里	常勤	専務理事の業務の補佐 加盟団体との連携、ガバナンス支援に関する事項 行政関係との連携、調整に関する事項 危機管理に関する事項
常務理事	林 肇		国際連携・交流の推進、国際人材の育成に関する事項 国際総合競技大会の招致・開催に関する事項
常務理事	井上康生		選手強化、ナショナルトレーニングセンターに関する事項 国際総合競技大会選手団（TEAM JAPAN）に関する事項
常務理事	八木由里		法務、コンプライアンスに関する事項 危機管理に関する事項

- ・理事職務権限規程第4条「副会長は会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはあらかじめ理事会が定める順位に従い、その職務を代行する。」に基づき、三屋副会長、渡辺副会長の順位で代行する。
- ・理事職務権限規程第6条「常務理事は専務理事に事故あるとき又は専務理事が欠けたときはあらかじめ理事会が定める順位に従い、その職務を代行する。」に基づき、北野常務理事、小谷常務理事、星常務理事の順位で代行する。

(4) JOC 組織機構と役職者の選任について

令和7,8年度体制における専門委員会委員長、専門部会部会長等の選任については、組織機構と体制について検討の上、第5回理事会で諮りたい。それまでの期間に対応が必要な案件が生じた場合には、業務執行理事を中心に、前期に担当した理事のサポートも受けながら取り進めていく。

アスリート委員会の委員長、副委員長、委員については、定款第47条、アスリート委員会規程第4条第2項に準じて、本理事会で諮ることとする。

【決議内容】

- ・JOC 組織機構と役職者の選任について、次回理事会にて諮る。
- ・アスリート委員会夏季選出委員 6 名及び指名委員 5 名の選任。
- ・アスリート委員会委員長に羽根田卓也氏、副委員長に入江陵介氏、村上めぐみ氏の選任。

(5) 役員の報酬について

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程第 4 条により、常勤役員の報酬額を提案。また、役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程第 5 条の非常勤役員の職務執行の対価については、昨年度同様、令和 5 年度第 4 回理事会にて承認された「非常勤役員に対する報酬支給内規」に基づき、出席した会議等の活動に基づき、理事、監事に支給する。

【決議内容】

- ・常勤役員の報酬額
- ・非常勤役員の職務執行対価は「非常勤役員に対する報酬支給内規」に基づき、出席した会議等の活動に応じて、理事、監事へ支給する。

(6) 令和 7 年度コーチ等設置事業関係理事との利益相反取引の承認について

令和 7 年度コーチ等設置事業で委嘱したコーチ等は、第 1 回理事会で報告済であるが、その中には、定時評議員会において選任された理事も含まれている。本会と本会理事が取引をすることは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条及び第 84 条第 1 項に定める利益相反取引に該当するので、当該法令及び利益相反マネジメント規程第 5 条第 2 項に基づく手続きを履践するため、本理事会の承認を得たい。

コーチ等設置事業の目的である国際競技力の向上達成のため、該当理事の活動は不可欠である。委嘱任務は、コーチ等設置事業実施要項に基づき、委嘱任期は令和 8 年 3 月 31 日までとなる。

特別利害関係を有するため、該当理事は議決には加わらないものとする。

【決議内容】

令和 7 年度コーチ等設置事業関係理事の利益相反取引の承認。

(7) 各種規程について

服務規程の改訂について、就業規程とした名称の変更、より良い働き方に向けた、副業・兼業、柔軟な始業時間への対応、特別休暇への追記、法令に副った休暇・復職の追記、職員増に伴う安全衛生の追記の 4 点の修正・追加したい。

衛生管理規程及び衛生委員会規程について、一般的な規程に沿い、新たに策定したい。

【決議内容】

- ・就業(服務)規程の修正・追加並びに変更
- ・衛生管理規程の設置
- ・衛生委員会規程の設置

(8) 第 3 回アジアユースゲームズ (2025/バーレーン) TEAM JAPAN 選手団について

2025 年 10 月 22 日からバーレーン王国で開催される第 3 回アジアユースゲームズのエントリーブイネームの締切日は 8 月 31 日であり、次回理事会で諮れないため、団長以下、本部、選手、監督コーチ等の個々の氏名及び旗手について、会長、専務理事、選手強化担当常務理事に一任し、次回理事会で報告することとしたい。

選手や監督・コーチ等の選手団員が怪我や病気等やむを得ず交替する必要がある場合は、会長、専務理事、選手強化担当常務理事、団長に一任いただきたい。

【決議内容】

- ・第3回アジアユースゲームズ(2025/バーレーン) TEAM JAPAN 選手団 団長以下、本部、選手、監督・コーチ等の個々の氏名及び旗手の決定、及び次回理事会で報告した後、怪我や病気等による変更について、会長、専務理事、選手強化担当常務理事、団長への一任。

6 報告事項

(1)スポーツ指導者憲章について

日本スポーツ協会(JSPO)、日本パラスポーツ協会(JPSA)と本会の統括3団体は、昨年、「スポーツ指導者の公的な仕組みネクストステップ検討ワーキンググループ」を立ち上げ、スポーツを取り巻く環境のみならず、社会環境の変化を踏まえた、新たな時代に向けたスポーツ指導者の役割と、統括3団体が果たすべき役割について議論を重ね、有識者のヒアリングを経て「スポーツ指導者憲章」としてまとめた。

本憲章は統括3団体共同で策定し、統括3団体全ての理事会での報告をもって、成案とする。JPSAは承認済で、JSPOは7月16日の理事会で報告予定である。

(2)TEAM JAPAN パートナースHIP 2025-2028 の契約状況について

6月12日に丸大食品株式会社とのTEAM JAPAN パートナースHIP契約の締結を発表した。オフィシャルサポーターである同社のカテゴリーは、ハム・ソーセージとなる。同社を加え、TEAM JAPAN パートナーは計12社となった。ミラノ・コルティナ2026冬季大会、愛知・名古屋2026アジア大会、ロサンゼルス2028大会に向けて、引き続き各社と交渉していく。

7 その他

令和7年度第5回理事会(臨時)は、9月11日(木)15時00分から開催と報告。

以上